

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市農業委員会
会長 近藤 好幸

豊橋市は、豊川用水の豊かな水と先人の農業に対するたゆまぬ努力が今に引き継がれ、現在では全国トップクラスの農業算出額を誇る産地となっています。広大な農地を背景に露地栽培や果樹、水稻、施設園芸、畜産など地域の特徴を生かした営農が盛んですが、近年、その営農を脅かす不安要素が顕在化してきています。

具体的には、現在、中心経営体として活躍している農家でも後継者がいないなど、将来に渡って今ある農業が継承されるか危惧される現状があります。

これは、貿易の自由化など国と国との経済連携に向けた取り組みが加速されたことで、安価な輸入品に対抗できるコストダウンや生産性の向上が農家に常に求められていること、その一方で、農家の経営安定化に向けた国策が様々展開されていますが、農家全体の所得向上には繋がっていないことなどがあります。その結果として後継者不足や新規就農者の激減、ひいては農業従事者の高齢化の進行を招いてしまっています。このことに加え、今回のウクライナ・ロシア間の紛争をきっかけに肥料・飼料・燃料が高騰するなど農業の経営環境がさらに悪化し、不安が増幅する可能性があります。

こうした中、豊橋市農業委員会は、その継承環境を確保するため、これまで「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に取り組んでいます。

そして次のステップとして、令和 4 年度からは、10 年後に目指すべき農地利用の姿を明確にするため、豊橋市や豊橋農業協同組合など関係機関と協働し、令和 6 年度をめどに、農地一筆ごとに将来の利用者を明確にした「目標地図（案）」の作成を目指し、豊橋市が策定する地域計画に反映し、国内の食料自給率向上の一助となるようにしていきたいと考えています。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、令和 5 年度の施策の展開に向けて予算措置及び農業者支援の更なる充実にご配慮いただきますよう、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、本意見書を提出いたします。

記

◆遊休農地の発生防止・解消

遊休農地の解消について

農業者の高齢化や後継者不足などの要因から、年々多くの遊休農地が発生している。

国において今後 5 年間で遊休農地（緑区分）の解消を目標に掲げているところであるが、市独自で従来より活用している補助事業のみでは、現状として遊休農地を完全に解消することは困難である。こうした中、国が遊休農地（緑区分）の解消について予算を確保したが、農地中間管理機構を主体とした事業実施の必要があることによりその予算を活用できない状況がある。このことを直ちに改善されたい。